

## 総合型地域スポーツクラブ活性化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第34条の規定に基づき、本県のスポーツ振興に寄与するため、総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）中間支援組織について、総合型クラブの質的充実に向けての取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業等)

- 第2条 補助の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）のうち補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及びその補助事業者等は別表のとおりとする。

### (交付申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書（以下本条において「交付申請書」という。）の様式は、様式第1号によるものとする。
- 2 交付申請書には、事業計画書（別紙1）及び事業予算書（別紙2）添付するものとする。

### (交付決定通知書の様式)

- 第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

### (状況報告)

- 第5条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

### (補助事業の内容の変更等)

- 第6条 補助事業者がやむを得ない事情により、補助事業の内容を変更するとき又は事業を中止するときは、変更交付申請書を速やかに知事に提出し、変更交付決定を受けなければならない。
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更とは、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 補助対象経費の30パーセント以内の減
  - 二 補助対象経費総額の増を伴わない補助対象経費の内訳の変更

- 3 第1項の変更交付申請の様式は、様式第3号のとおりとし、事業内容の変更又は中止の理由を説明する書類を添付するものとする。
- 4 第1項の変更交付決定については、様式第4号により補助対象事業者に対し通知するものとする。

#### **(実績報告書の様式等)**

- 第7条 規則第13条の報告書（以下本条において「実績報告書」という。）の様式は、様式第5号のとおりとする。
- 2 実績報告書には、事業報告書（別紙3）、事業決算書（別紙4）を添付するものとする。
  - 3 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了の日後30日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

#### **(額の確定通知の様式)**

- 第8条 規則第14条の規定による通知は、様式第6号（額の確定通知書）により行うものとする。

#### **(補助金の請求)**

- 第9条 補助金の支払いは概算払いとすることができる。補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は補助金請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

#### **(書類の整備等)**

- 第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事情を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

#### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**別表**

<b>事業名</b>	<b>総合型地域スポーツクラブ活性化事業費</b>
<b>補助事業</b>	第1条の総合型地域スポーツクラブ支援事業者について、総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けての取組に係る事業
<b>補助事業者</b>	公益財団法人埼玉県スポーツ協会（中間支援組織）
<b>補助対象経費</b>	1 SCネットワーク運営・育成支援費 2 総合型地域スポーツクラブ運営支援費 3 人材養成・研修支援費 4 総合型地域スポーツクラブ普及支援費 5 その他総合型地域スポーツクラブの活性化につながる事業 6 1～5の事業に要する事務費
<b>補助率</b>	対象経費の10/10